

令和4年度から骨髄ドナー助成事業を開始

骨髄ドナーやドナーが勤務する事業所の経済的負担を支援します



骨髄ドナーやドナーが勤務する事業所の経済的負担を支援する制度が始まりました。骨髄移植は、白血病や再生不良性貧血など、治療が困難な血液の病気に有効な治療法です。ドナー登録者が増え、かけがえのない命が少しでも多く救われる社会を目指します。

健康推進課
992-5711

対象

①ドナー

令和4年4月1日以降に骨髄等の提供を完了したドナーのうち、提供を行った時点で市内に住んでいる人（ドナー登録は、18歳～54歳が対象）

②事業所

ドナー助成事業の対象になるドナーが勤務する国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く）

事業名	助成金の額	申請書類
ドナー助成事業	ドナーに対する助成1人につき、通院又は入院等（※）に要した日数に20,000円を乗じた額。ただし、1人につき通算7日（140,000円）を上限とする。	①裾野市骨髄ドナー助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号） ②「骨髄バンク証明書」の写し 骨髄バンク事業で、骨髄等の提供が完了したことを証明する骨髄バンクが発行する書類 ③「通院証明書」の写し 骨髄等の提供に係る通院した日及び入院した日を証する書類 ④その他市長が必要と認める書類
事業所助成事業	ドナー助成事業の対象となるドナーが通院又は入院等（※）に要した日数に10,000円を乗じた額。ただし、1人につき通算7日（70,000円）を上限とする。	①裾野市骨髄ドナー助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号） ②勤務しているドナーの骨髄バンク証明書及び通院等証明書 ③ドナーとの雇用関係が確認できる書類 ④その他市長が必要と認める書類

※ 骨髄等の提供のための通院や入院などで次のものです。

①健康診断のための通院 ②自己血採血のための通院 ③骨髄・末梢血幹細胞採取のための通院・入院 ④その他、骨髄バンク、医療機関が必要と認める通院・入院・面談。ただし、骨髄等の採取のための手術やこれに関連した医療処置によって生じた健康障害のためのものは除きます。

骨髄バンクに登録をしませんか？

骨髄バンクとは、健康な骨髄を白血病などの治療が困難な患者への提供を橋渡しする機関です。骨髄を提供する人の事をドナーと言います。毎年、骨髄移植で多くの人の大切な命が守られています。詳細は日本骨髄バンクのウェブサイトをご覧ください。

骨髄登録ができる人

- 年齢が18歳～54歳で健康状態が良好な人
 - 体重が男性45kg以上/女性40kg以上の人
- ※最寄りのドナー登録受付窓口は、献血ルーム柿田川（991-7575）です。

日本骨髄バンク
03-5280-1789

